

Q&A（自治体向け）

2025年3月

＜特例の対象者について＞

問1 「MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者」が特例の対象とされているが、具体的な判断基準はどのようなものか。また、自治体の判断で、各期における対象者を一律に延長の対象とすることや、偏在等が生じていない場合に特例を適用しないとすることは可能か。

答

自治体で管内におけるMRワクチンの偏在や不足を確認している場合は、特例の対象者に原因があるわけではないことを踏まえ、可能な限り柔軟な運用を行っていただいで差し支えありません。

また、麻しん及び風しんの流行予防の観点から、一人でも多くの対象者が接種を行うことが重要であり、管内でMRワクチンの偏在を確認していない場合であっても、可能な限り柔軟に取り扱うことが望ましいです。

問2 MR ワクチンの偏在等が生じた事実は確認できず、定期接種対象者への接種は滞りなく行われていた状況であったが、自治体におけるワクチンの供給状況や対象者数等の状況により、自治体の判断で延長期間を1年間とすることは可能か。

答

最終的には、特例の延長を実施するかどうかも含めて市町村の判断になりますが、麻しん及び風しんの流行予防の観点から、一人でも多くの対象者が接種を行うことが重要であるため、接種可能な期間についても可能な限り柔軟に取り扱うことが望ましいです。

問3 第1期の対象者である「令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者」に該当する者は、「令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの者」であるか。

答

ご認識のとおりです。

問4 例えば、令和6年度1期対象者である令和5年4月2日生まれの児は、「特別の事情」が解消してから令和7年4月1日しか接種機会がないが、このような場合でも対象期間を超えた対象とはならず、令和7年度に生後24月に達する、又は達した者は対象にならないのか。

答

対象者については、3月11日付け事務連絡でお示した内容と同様、以下のとおりです。

第1期	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第2期	令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達す

	る日の前日までの間にあるもの) であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

問5 「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」(令和7年3月11日付け事務連絡)をうけて、第1期の接種時期が遅れて接種できることにより、第2期までの間隔が短くなることが予想されるが、その場合の第2期の接種時期はどのように考えたらよいか。(定期接種として、第2期の接種時期は遅らせる等の対応は必要か。)

答

定期接種実施要領においては、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンについて、接種間隔を27日以上おくこととされているところ、第1期を特例の対象期間に接種した場合も、第2期の接種まで27日以上の間隔を確保できるため、第2期の接種時期を遅らせる等の対応は不要です。

<自治体における事務処理について>

問6 期間延長の実施に関し、どのように周知等を図ればよいか(個別通知等が必要か。)

答

事務連絡においては、定期接種の対象者であって接種を受けていない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いしております。

具体的な周知の内容については、事務連絡の趣旨等も踏まえてご判断いただきますようお願いいたします。

問7 特例の適用に当たっては、接種希望者から市町村への事前申請を求め、接種を行う医療機関に対して特例措置対象者である確認書を発出している自治体もあるが、今般の特例においても、長期療養特例同様、接種できなかった理由等を医療機関から書面で求めることを想定しているか。または、対象者から市町村への予診票の交付申請等による確認を想定しているか、口頭による自己申告でも問題ないか。

答

今般の特例の適用に当たっては、通常長期療養特例において提出を求めている申請書や理由書などの提出を不要とし、令和6年度に発行した接種券を特例期間中も使用可能とするなど、事務処理を簡略化いただいて差し支えありません。

問8 「定期接種実施要領」において、特例を適用した場合は厚生労働省に速やかに報告することとなっているが、今般の特例についても、該当事案は個別の報告が必要か。

答

今般の特例の適用に当たっては、通常の特例と比較して一定程度対象者が多くなることが見込まれますので、個別の報告は不要とし、年度単位でとりまとめて報告いただくこととしています。

問9 今回の特例の対象者について、委託料支払いとすることや、補正予算が確定するまでの期間について償還払いで対応するなど、支払の方法は各自治体において判断して差し支えないか。

答

支払手続の方法については、どのような形で行っていただいても問題ありません。

<風しん第5期の定期接種について>

問10 都道府県国保連合会における集合契約自体も令和7年3月末で終了となるが、令和7年度以降に予防接種を実施する際は、実施医療機関との間で委託契約を行い、医療機関から個別に請求を受ける形となるのか。

答

ご認識のとおりです。令和7年3月13日付事務連絡でお示しのとおり、令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約等に基づき、通常の定期接種同様の支払手続を行っていただくようお願いいたします。

問11 都道府県と都道府県国民健康保険団体連合会の契約の変更契約を今後行う必要がある場合、変更契約案の提示などはどのように案内がなされるか。

答

都道府県国民健康保険団体連合会（国保連）と都道府県の抗体検査等費用の支払に係る契約は令和7年3月31日までの期限と承知しております。「風しんの追加的対策」の終了に伴い、国保連の全国的な支払請求手続も終了となることから、契約変更に係るご案内等を差し上げる予定はありません。

問12 「令和6年度末までに抗体検査を実施～」という条件があるが、始期はいつか。また、対象者に新たにクーポン等を発行する必要があるか。

答

平成26年4月以降令和6年度末までに抗体検査を実施して陰性だった方のうち、「ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった」者が対象となり得ます。この抗体検査は、令和6年度末までに実施された抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能であることから、今般の特例の対象者に対して、新たに抗体検査等実施に係るクーポン券を発行いただく必要はありません。

問13 第5期について「抗体検査を実施した結果」とあるが、予防接種時に結果記入済みの抗体検査受診票が必要となるか。また、抗体検査受診票が必要となる場合で、結果記載済みの抗体検査受診票を紛失された方に、抗体検査で陰性であることの証明書等を求めら

れた場合は、市町村で控えている受診票の写しの発行でなくとも、任意様式の証明書を発行することで足りるか。

答

抗体検査については、特定感染症等検査事業によるものに限らず、令和6年度末までに実施した抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分であることが証明できれば足りるため、様式も任意のもので問題ありません。

問 14 令和6年度中に抗体検査を実施した結果抗体が不十分な者であって、ワクチンを接種しようとしたが偏在等により接種できなかったものが特例の対象ということか。また、令和5年度中までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であったが、MR ワクチンを接種することなく放置している者は、今般の特例の対象にはならないのか。

答

平成26年4月以降令和6年度末までに抗体検査を実施して陰性だった方のうち、「ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった」者が対象となり得ますので、各自治体にて柔軟にご判断ください。

問 15 第5期について「令和6年度末までに抗体検査を実施した結果」とあるが、令和7年2月末を抗体検査実施期間として、3月は抗体検査を実施していない場合、6年度末に対応するよう、抗体検査実施期間を延長する必要があるか。

3月中に自費で抗体検査を実施した結果、抗体価が不十分であった場合、6年度末までに実施した抗体検査の結果とみなして、予防接種費用の助成対象とするのか。もしくは、市が規定した実施期間外の検査であることを理由に、市町村判断で対象外としてよいか。

答

2月末までとされているクーポン券による検査期間を必ずしも延長いただく必要はありませんが、令和6年度末までに実施された抗体検査であれば、特定感染症等検査事業による検査、任意での検査等、集合契約に基づく検査以外でも適用可能ですので、可能な限り希望者が接種できるよう、上記集合契約に基づく検査以外も利用いただき、柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

問 16 MR ワクチンの供給量が不足していることから、第5期対象者についてはこれまで同様、医療機関と個別契約を結ぶ等により、風しん単独ワクチンを接種し、通常の定期接種として取り扱う対応で差し支えないか。

答

風しん単独ワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンのいずれかを接種した上で、定期接種として取り扱っていただいで差し支えありません。また、契約事務については、他の定期接種ワクチンと同様に医療機関と個別契約を結ぶ等の対応を想定しています。

問 17 追加的対策が令和6年度末に終了となる場合、令和7年度の広報にかかる費用等の補助は実施されるか。

答

「風しんの追加的対策」として令和7年度以降の費用補助は予定しておりませんが、「特定感染症検査等事業」の風しんに関する普及啓発の一環と整理いただくことは可能と存じます。「風しん抗体検査事業」は令和7年度も継続予定です。

問 18 追加的対策が令和6年度末に終了してからも、①定期接種実施要領様式第九「風しんの第5期の予防接種予診票」及び②国のホームページに掲載されている追加的対策にかかる「風しん第5期の定期接種予診票」のいずれも使用して差し支えないか。
(ホームページ掲載の様式：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000928831.pdf>)

答

「風しんの追加的対策」を実施するに当たって用いていた、①及び②の予診票は、いずれも令和7年度以降の定期接種においても使用して差し支えありません。

なお、②の様式中「本予診票が市区町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します」と記載がありますが、令和7年3月13日付事務連絡でお示しのとおり、令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約等に基づき、通常の定期接種同様の支払手続を行うこととなることにご留意ください。

また、生ワクチンの接種にあたっては、輸血またはガンマグロブリン製剤投与を過去にうけていたかどうかの確認を予診時に行うことが重要であるところ、これまで①及び②の予診票においては既存の項目（「治療（投薬）を受けていますか」）により申告いただくことを念頭においていましたが、今般の特例により接種対象期間が延長することも踏まえ、当該項目を明示的に盛り込んだ予診票を用いることについても、各自治体においてご検討ください。具体的な予診票案については、別紙3のとおりです。

以上